

マイナ保険証のよくある質問

令和6年11月

【現行保険証】

Q1 マイナ保険証の利用登録済ですが、現行の保険証は返却するのですか？

- ・2025年12月1日までは、保険証として利用可能です。
組合を脱退する場合や住所・氏名を変更する場合は現行の保険証は回収します。
- ・2025年12月2日以降は有効期限が切れますので、ご自身で切断等の処分をお願いします。

Q2 保険証を紛失しました。マイナ保険証を使用していますが、何か手続きは必要ですか？

- ・2024年12月1日までは、保険証の再発行が可能ですので「被保険者証再交付申請書」の提出をお願いします。
- ・2024年12月2日以降は保険証の再発行できませんが「資格情報のお知らせ」を発行します。
- ・2025年12月2日までに紛失した保険証が見つかった場合には、古い保険証は返却をお願いします。

Q3 組合を脱退します。何か手続きは必要ですか？

- ・組合を脱退される場合は、有効期限内の現行保険証は、「脱退届」と一緒に返却をお願いします。

Q4 2024年12月2日以降に保険証を紛失しました。再発行はできますか？

- ・2024年12月2日以降は保険証の再発行ができません。医療機関を受診の際は、マイナ保険証を使用してください。
- ・利用登録をしていない場合は利用登録をしていただくか「資格確認書交付申請書」をご提出願います。

Q5 子どもが生まれたのですが、役所でまだ個人番号が発行されていません。医療機関を受診するにはどうしたらよいのですか？

- ・2024年12月1日までに「資格取得届」を受理した場合は、従来通り現行保険証を発行します。
- ・2024年12月2日以降に「資格取得届」を受理した場合は、「資格確認書」を発行します。

【資格確認書】

「資格確認書」は、マイナ保険証をお持ちでない方に発行するもので、オンライン資格確認ができない方の健康保険の加入情報を確認するためのものです。

Q1 「資格確認書」は退職時に返却する必要がありますか？

- ・退職する場合には、「脱退届」と一緒に「資格確認書」を返却をしてください。

Q2 マイナ保険証の利用登録をしたが、紛失の心配があるので持ち歩きたくありません。「資格確認書」を発行してもらえますか？

- ・マイナ保険証の利用登録をしている方には「資格確認書」は発行できません。

Q3 マイナ保険証の利用登録をしていないため「資格確認書」を発行してもらったのですが、その後利用登録をしました。「資格確認書」を返却する必要がありますか？

- ・返却の必要はありません。
- なお、返却いただいた場合は、「資格情報のおしらせ」を交付します。

Q4 マイナ保険証の利用登録をしていたのですが、登録を解除しました。「資格確認書」は発行してもらえますか？

- ・2025年12月1日までは現行の被保険者証が有効ですので「資格確認書」の発行しません。
- ・2025年12月2日以降に登録を解除した場合は、「健康保険証利用登録解除申請書」を提出していただき、システムで登録解除を確認の上、「資格確認書」を発行します。

Q5 親が介護施設に入所しておりマイナ保険証の利用登録をしています。いままでは施設が保険証を預かり介助者が保険の資格確認を補助していたが、マイナンバーカードではそれが難しいので「資格確認書」を発行してもらえますか？

- ・マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障がい者などの要配慮者には「資格確認書」が発行できますので、「資格確認書交付申請書」をの提出をお願いします。

Q6 「資格確認書」は退職時に返却する必要がありますか？

- ・「資格確認書」の有効期限内の場合は、返却してください。
- ・有効期限が過ぎている場合は、ご自身で切断等の処分をお願いします。

【資格情報のお知らせ】

「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証をお持ちの方に発行するもので、加入している健康保険の加入情報を確認するためのものです。

Q1 2025年12月2日以降マイナ保険証に対応していない医療機関にかかることはできますか？

- ・「資格情報のお知らせ」とマイナンバーカード若しくはスマートフォンのマイナポータル画面を提示することで医療機関に受診が可能です。

Q2 マイナ保険証の利用登録をしたかどうか調べる方法がありますか？

- ・ご自身のマイナポータルサイトで確認できます。また医療機関での受付時に確認でき、その場で利用登録をすることができます。セブン銀行のATMでも利用登録ができます。

Q3 退職時に「資格情報のお知らせ」は返却が必要ですか？

- ・返却は不要です。ご自身で切断等の処分をお願いします。

Q4 「資格情報のお知らせ」を紛失しました。再発行はしてもらえますか？

- ・マイナ保険証で医療機関の受診が可能です。マイナ保険証に対応していない医療機関にかかる場合は「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証が必要になりますので、「資格情報のお知らせ交付申請書」の提出をお願いします。

Q5 「資格情報のお知らせ」と「資格確認証」の違いはなんですか？

- ・「資格情報のお知らせ」は、健康保険の資格情報を確認するためのもので、医療機関受診の際にマイナ保険証が使用できない場合、マイナ保険証と一緒に提出することで受診が可能になります。
- ・「資格確認書」は、マイナ保険証の利用登録をしていない方のために現行保険証の代わりとなるものです。

【その他】

Q1 マイナンバーカードを持っていません。マイナンバーカードを取得するにはどうすればいいですか？

・マイナンバーカードの交付申請は以下の3つの方法で行えます。

- ①パソコン・スマートフォンからのオンライン申請
- ②郵便での申請
- ③まちなかの証明写真機からの申請

詳しくはこちらをご確認ください。 (<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/>)

Q2 マイナンバーカードを持っていますが、保険証として使えるようにしていません。保険証として使えるようにする方法を教えてください。

- ①スマートフォンの「マイナポータル」のアプリから登録できます。
- ②病院や薬局にあるカードリーダーから登録できます。
- ③セブン銀行ATMを使って登録できます。

詳しくはこちらをご確認ください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html)

Q3 住所変更が予定されているが、申請が必要ですか？

- ・マイナンバーカードの住所を変更しても組合に登録している住所は変更されません。住民票住所に変更があった場合は事業所経由で住所変更の申請をしてください。
- ・2024年12月1日までは、新しい住所が記載された被保険者証を送付します。
- ・2024年12月2日以降は、マイナ保険証の利用登録をしている方には「資格情報のお知らせ」を送付し、利用登録をしていない方には、「資格確認書」を送付します。

Q4 マイナ保険証になったら、保険証番号が要らなくなるように思えるがその理解で正しいか？

- ・マイナンバーカードには保険者名・記号・番号等の記載はありませんが、マイナ保険証にはそれらの情報が記載されています。
- ・各種給付の申請や保健事業などの申込には、被保険者の記号番号が必要になりますので「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」を大切に保管してください。

Q5 マイナンバーカードを紛失した時はどうすればよいですか？

- ・マイナンバーカード機能停止のお手続きが必要となりますので、お電話でマイナンバー総合フリーダイヤル（通話料無料）へ連絡をお願いします。

0120-95-0178（マイナンバーフリーダイヤル）

Q6 マイナ保険証利用にはどのようなメリットがありますか？

- ①本人の同意により薬剤情報や健診情報を医療機関に提供できることで、過去の医療データに基づき適切な医療を受けられます。
- ②限度額適用認定証等を申請しなくても、本人の同意により高額療養費制度における限度額を超える支払をしなくて済みます。
- ③マイナポータルで医療費通知情報を取得できるため、医療費控除の確定申告が簡単になります。

Q7 マイナンバーカードを紛失した場合、自分の医療情報が流出しないか不安です。

- ・マイナンバーカードのICチップには、税や年金の情報、病歴等、プライバシー性の高い情報は記録されません。また、マイナ保険証は、カードのICチップのほか、顔認証や暗証番号を組み合わせることで始めて、医療情報等を確認できる仕組みです。マイナンバーカードだけでは、税や年金、医療等に関する情報を引き出すことはできません。
- ・マイナンバーカードを紛失し、カードを利用しようとする人がいたとしても、銀行のキャッシュカードと同様、暗証番号がなければ情報を引き出すことは不可能です。
- ・また、ICチップから不正に情報を読み出そうとした場合、自動的にICチップが壊れ、読み出せなくなる仕組みになっています。

Q8 マイナンバーカードを紛失した場合、再発行に時間がかかり医療機関・薬局に受診できなくなるのが心配です。

- ・2024年12月から、紛失等によりマイナンバーカードを再発行する必要がある場合は、最短5日程度での再発行が可能になります。再発行前に受診する場合は、一旦医療費を全額負担いただき、後日、組合に「療養費支給申請書」の提出をお願いします。
- ・紛失時には、24時間365日フリーダイヤル マイナンバーカード総合窓口（0120-95-0178）に利用停止の連絡をした上で、居住する市区町村で再発行できます。

Q9 マイナンバーカードに有効期限はありますか？

- ・マイナンバーカードの有効期限はカードの表面に印字されています。
18歳以上の場合は、発行から10回目の誕生日まで
18歳未満の場合は、発行から5回目の誕生日まで

Q10 マイナ保険証を利用すると自分の過去のお薬情報を確認できますか？

- ・マイナ保険証を利用すると、過去1ヶ月以前から5年の間に処方・調剤分の情報を、自分のマイナポータルや対応する「電子版お薬手帳」を通して確認できます。
- ・当月分の情報は確認できないので、「お薬手帳」などを併用すると便利です。
※ 電子処方箋対応の医療機関・薬局では即時～5年の間の情報を確認可能です。